

船舶事故調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	同乗者死亡
発生日時	不明（平成22年11月8日（月） 01時15分ごろ～20分ごろの間）
発生場所	不明（島根県浜田市浜田漁港の浜田漁港馬島防波堤東灯台の北西方250m付近～同灯台の南方200m付近の間）
事故調査の経過	平成22年11月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	釣り船 ^{おおとし} 大歳丸 4.52トン 272-6731 島根 個人所有 10.19m (Lr) × 2.23m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、29.42kW、昭和53年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月14日 免許証交付日 平成19年5月13日 (平成24年5月13日まで有効) 同乗者D 男性 63歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者D）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人（以下「同乗者A」、「同乗者B」、「同乗者C」及び「同乗者D」という。）を乗せ、浜田市馬島の北西方1海里（M）付近の釣場でいか釣りをを行い、平成22年11月8日01時00分ごろ浜田漁港への帰途についた。 船長は、舵柄の操作による操舵を同乗者Cに行わせ、同乗者A及び同乗者Bとともに前部甲板に立ち、馬島北東岸沖に北東方向へ築造された馬島防波堤東端の浜田漁港馬島防波堤東灯台（以下「防波堤東灯台」という。）などの船首目標を同乗者Cに指示しながら、防波堤東灯台付近に向けて約5ノットの速力で南東進した。 同乗者Dは、船尾付近の左右両舷ブルワーク上端に渡された幅約23cmの板（以下「渡し板」という。）の右舷側で前方を向いて腰を掛け、高さ約34cmのクーラーボックスの上に足を置いていた。また、同乗者Dは、時々操舵中の同乗者Cに声を掛けていた。 船長は、01時15分ごろ、防波堤東灯台の北西方250m付近で、操舵を交代するため、船首から右舷側の通路を後方に移動した頃、右舷船尾

	<p>付近にいた同乗者Dが同乗者Cに声を掛けた。</p> <p>船長は、馬島防波堤が近くなった頃、同乗者Cと操舵を交代して減速し、防波堤東灯台が右横約100mとなったとき、右転して浜田漁港の入口の緑灯を左舷船首方に見ながら南進した。</p> <p>船長は、01時20分ごろ、防波堤東灯台の南方200m付近で周囲を見渡したとき、右舷船尾付近にいた同乗者Dが見当たらないことに気づき、直ちにクラッチを中立として周囲の海面を見回したが、同乗者Dを発見できず、118番通報した。</p> <p>海上保安部では、巡視船艇などにより捜索を行ったが、同乗者Dを発見することができず、事故発生から5日後の13日10時35分ごろ、大田市和江漁港沖で漁船により同乗者Dが発見され、のち溺死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約5～7m/s、視界 良好</p> <p>海象：気温 約17.3℃、水温 約20～21℃、波高 約1～1.5m、 潮汐 ほぼ高潮時、海流及び潮流 微弱な北東流</p>	
その他の事項	<p>同乗者Cは、船長と操舵を交代したのち、船長の左側で前方の見張りを して後方を見ていなかった。</p> <p>同乗者Dが落水した状況は、誰も見ていなかった。</p> <p>同乗者Dは、釣り用の上下服を着て長靴を履いていたが、救命胴衣を着 用していなかった。</p> <p>本船には、最大搭載人員分の救命胴衣が備え付けられていたが、本事故 時、同乗者Cは持参した救命胴衣を着用していたものの、他の4人は着用 していなかった。</p> <p>本船には、集魚灯が備えられていたが、船長は、同乗者Dが見当たらない ことに気付いたときに、同灯を点灯することを思い付かなかった。</p> <p>船長は、本船を平成22年5月に購入し、多いときは月に10回くら い、本事故時の釣り場などにいか釣りに行っていた。</p> <p>本船は、GPSを装備していたが、コンパスはなかった。</p> <p>船長は、GPSの使い方に慣れていなかったため、夜間は灯台や陸上の 灯火を操舵目標としていた。</p> <p>本船のGPSプロッターの画面には、馬島北西方1M付近に釣場マーク が表示されており、これまでにいか釣りに行ったときと本事故時の航跡が 記録されていたが、本事故時の航跡を判別することができなかった。</p> <p>本船には、トイレの設備はなかった。</p> <p>本船の前部及び後部甲板には、甲板上高さ約1.8mのところには天幕が 張られ、それぞれ100Wの電球が点灯されていた。</p> <p>本船の右舷ブルワークの船尾付近には、渡し板の後端から後方約20cm のところ、直径30mmの天幕用鉄柱が設置されていた。</p> <p>本船は、南西風を受けながら南東進中にしぶきが上がっていなかった が、馬島防波堤付近に達した頃、波高が約1.0～1.5mとなって横揺れ した。</p>	
分析	乗組員等の関与	不明
	船体・機関等の関与	不明
	気象・海象の関与	不明
	判明した事項の解析	同乗者Dの死因は、溺死であった。

		<p>本船は、馬島北西方1M付近の釣り場から浜田漁港へ帰航中、船長が、平成22年11月8日01時15分ごろ、操舵を交代するため後方に移動した頃、右舷船尾付近にいた同乗者Dが同乗者Cに声を掛けた。その後、船長が、01時20分ごろ、同乗者Dが見当たらないことに気付いたことから、この間において、同乗者Dが落水したものと考えられるが、同乗者Dが落水するのを見た乗船者はおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因		<p>本事故は、夜間、本船が馬島北西方1M付近の釣り場から浜田漁港へ帰航中、同乗者Dが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>